

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額認定基準の取扱いについて
 (平成 19 年 3 月 29 日付け健感発第 0329004 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)

新	旧
<p>1 扶養義務者の把握は、新規の入院勧告・措置に係る感染症患者については入院時、継続の入院勧告・措置に係る感染症患者については直近の7月1日時点における配偶者及び民法第 877 条第 1 項に規定する絶対的扶養義務者（直系血族及び兄弟姉妹）により行い、その有無を速やかに把握すること。</p> <p>2 自己負担額は、当該患者並びにその配偶者及び患者と生計を一にする絶対的扶養義務者の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条に規定する市町村民税所得割の額（以下「所得割の額」という。）の合算額を基礎として認定することとされているが、生計同一とは、「社会生活において収入と支出を共同にして消費生活を営んでいること」をいい、次により取扱うこと。 (1) 患者と同一住所の者は、原則として同一生計とみなす。 (2) 患者と住所の異なる者は、患者又は患者と同一生計の者と次の事実がない限り別生計とみなす。 ア 消費物資の共同購入を行っていること。 イ 出稼ぎ等により送金していること。 ウ 生活費の援助を受けていること又は行っていること。 エ 税法上扶養親族として控除の対象としていること。 オ 各種保険において扶養親族としていること。</p> <p>3 自己負担額の認定の時期については、入院のあった月の属する年度（当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の所得割の額の確定額により行うこと。 また、継続の入院勧告・措置に係る感染症患者については、直近の7月1日時点の入院勧告・措置に係る感染症患者について再認定し、7月診療分から再認定額を自己負担とされたいこと。</p> <p>4 所得割の額の把握に当たって、市町村等に課税情報を照会する際には、原則行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）に基づき照会すること。</p>	<p>1 扶養義務者の把握は、新規の入院勧告・措置に係る感染症患者については入院時、継続の入院勧告・措置に係る感染症患者については直近の6月1日時点における配偶者及び民法第 877 条第 1 項に規定する絶対的扶養義務者（直系血族及び兄弟姉妹）により行い、その有無を速やかに把握すること。</p> <p>2 自己負担額は、当該患者並びにその配偶者及び患者と生計を一にする絶対的扶養義務者の所得税の合算額を基礎として認定することとされているが、生計同一とは、「社会生活において収入と支出を共同にして消費生活を営んでいること」をいい、次により取扱うこと。 (1) 患者と同一住所の者は、原則として同一生計とみなす。 (2) 患者と住所の異なる者は、患者又は患者と同一生計の者と次の事実がない限り別生計とみなす。 ア 消費物資の共同購入を行っていること。 イ 出稼ぎ等により送金していること。 ウ 生活費の援助を受けていること又は行っていること。 エ 税法上扶養親族として控除の対象としていること。 オ 各種保険において扶養親族としていること。</p> <p>3 自己負担額の認定の時期については、6月1日から12月31日までに入院勧告・措置をした者については、前年の所得税の確定額により行い、1月1日から5月31日までに入院勧告・措置をした者については、前々年の所得税の確定額により行うこと。 また、継続の入院勧告・措置に係る感染症患者については、直近の6月1日時点の入院勧告・措置に係る感染症患者について再認定し、6月診療分から再認定額を自己負担とされたいこと。</p> <p>4 所得税額の把握に当たっては、保護者等から課税額若しくは非課税であることの証明書（以下「証明書」という。）の提出を求めて行うこととなるが、市町村、税務署等に照会する必要がある場合は、関係機関等に対し、本制度の趣旨を十分説明し、保護者等から同意書等をとるなどして、協力を得られるよう努めること。</p>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額認定基準の取扱いについて
 (平成 19 年 3 月 29 日付け健感発第 0329004 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)

新	旧
<p>(削除)</p> <p>5 事務次官通知第 1 の 2 (3) に規定する寡婦控除等のみなし適用については、当該制度について十分に説明し、患者並びにその配偶者及び患者と生計を一にする絶対的扶養義務者から申告書や戸籍事項証明書等を提出させること。</p>	<p>なお、次の点に留意の上、適正に認定されたいこと。</p> <p><u>(1) 複数の扶養義務者がある場合については、それぞれの扶養義務者についての証明書が必要であること。</u></p> <p><u>(2) 同一扶養義務者であっても、所得の種類によって複数の証明書が必要である場合があること。(例えば、給与所得と譲渡所得がある場合、当該年の所得税総額は、源泉徴収義務者の徴収した額と予定納税又は確定申告により納付した額との合算額であり、証明書としては、給与所得に係る源泉徴収票と譲渡所得に係る納税証明書が必要となる。)</u></p> <p>5 税務署長の発行する納税証明書の提出を求めるに当たっては、証明手数料の納付を要しない場合があるので、昭和 50 年 8 月 21 日庁管第 2128 号国税庁長官通達「納税証明書の証明手数料の納付を要しない場合の取扱いについて」を参考にして、保護者等を指導されたいこと。</p> <p>(新設)</p>